

所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会

【日時】令和7年9月9日(火)15:00~17:30

【開催場所】TKP 新橋カンファレンスセンター

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学名誉教授

<委員>

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

河合 智 郡上森林マネジメント協議会 事務局長

村野章人 群馬県 環境森林部森林局 林政課 政策企画係

<臨時出席>

関口昌孝 富里市 経済環境部環境課 主査

大河竜星 富里市 経済環境部環境課 主事補

立石 真 千葉県 農林水産部森林課 森林経営管理室 副主査

<林野庁>

城 風人 森林利用課 森林集積推進室 室長

岩田隆典 森林利用課 森林集積推進室 課長補佐

辻本典顯 森林利用課 森林集積推進室 推進官

中野洋志 森林利用課 森林集積推進室 法令係長

池田 正 森林利用課 森林集積推進室 企画係長

大村 侑 森林利用課 森林集積推進室 企画係長

<事務局>

株式会社四門 植竹、宮寺、織田、古屋、古谷、山本

目次

【開催挨拶】	2
【1. これまでの検討委員会の振り返り】	7
【2. 林野庁からの情報提供】	8
【3. ケーススタディ⑩(千葉県富里市)】	19
【4. 改正森林経営管理法施行に向けた検討事項について】	30

【開催挨拶】

事務局 本日ご出席の皆様にご案内をいたします。まもなく委員会の開始時刻ですが、その前に、配布資料の確認をさせていただきます。皆様の机上には、議事次第と資料1(これまでの検討委員会の振り返り)、資料2(林野庁からの情報提供)、資料2の参考資料として改正法の新旧対照表、資料3(ケーススタディ[®](千葉県富里市))、資料3の事前質問をまとめたものと、その参考資料を4つ、資料4(改正森林経営管理法に係る検討事項について)を配布しています。足りない資料などがございましたら、事務局までお知らせくださいますよう、お願いいたします。

事務局 それではただいまから、所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会を開催いたします。私は、司会を務めます株式会社四門の宮寺と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。始めに、林野庁森林利用課の城室長、ご挨拶お願いいたします。

城室長 ただいまご紹介いただきました林野庁森林利用課森林集積推進室長の城でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様にはご参加いただきありがとうございます。それからケーススタディとして、千葉県と富里市さんにもお忙しい中ご出席いただいております。どうもありがとうございます。この委員会につきましては、森林経営管理制度を進めるためのいろいろな議論をいただくということで令和2年からスタートして、一昨年一旦ひと区切りし、昨年からは新しく所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る委員会として、皆様にご議論いただいているところでございます。今年度はまた新たに2名の委員に参加いただき、非常に役に立つご議論をいただければと思います。私自身は令和6年に室長としてこの委員会にもお世話になりました。1年間まさに森林経営管理法の法改正の検討室ということで、ちょっと本部から離れて改正のことをやり、この5月に改正が終わり、部屋に戻りまたこのメンバーと一緒に仕事をしているところでございます。本日まさに経営管理法の改正についてもお説明させていただきます。やはり所有者がわからない森林も含めて森林の集積集約化をどうやって進めて、さらにきちんとした経営管理に繋げるかということが重要だと思っております、そのために法改正をしたのですが、作っただけでは駄目で、しっかり現場で市町村の方、林業経営体の方、所有者の方に使っていただく必要があります、そこが大事だと思っております。それから当然改正をしたといっても、経営管理法だけで全て解決するわけではございませんので、その他いろいろな制度だとか手段、工夫を使ってどうやって進めていくかということについて、皆様の豊富な知見も生かしていただいて、この委員会でいろいろな議論をしていただければと思います。やはり所有者がわからない森林も含めて、

せっかく我々の先輩方が植えて育ててきた、それから、元々ある豊かな天然林も含めて、どうやってしっかり管理していくかということについて、少しでも前に進むように、この委員会で皆様からの活発なご議論をいただけることを祈念しまして、挨拶とさせていただきます。どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。次に植木委員長からも一言頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

植木委員長 どうも皆様、お忙しい中、またお暑い中ご参集いただき、ありがとうございます。この委員会、先ほど城室長からも意見がありましたが、令和2年から始まってもう足掛け6年になるんですね。その間、市町村にとってこの制度が円滑に進むように、いろいろと議論しながら、その案といいますか方向性というものを出しながらきたところでございます。今回もまた新しい見直し、あるいは方向性というか、考え方が少し提案されるのだろうとっておりますので、短い時間ですけど、ぜひ皆様のお考えを忌憚なく出していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、過去の検討委員会において委員を担っていただいた方、本年度より新たに委員として加わっていただいた方がいらっしゃいますが、新体制発足にあたり、一言ずつ頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。まず改めまして植木委員長よろしくお願いいたします。

植木委員長 昨年度の末で大学を定年退官しまして、今はフリーの状況でやっております。一応フリーとはいえども、なんだか現役時代の仕事がずっと続いているような忙しさの中でいろいろと遊びを交えてやっています。委員長ということで、この会の取りまとめをしております。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして野村委員よろしくお願いいたします。

野村委員 弁護士の野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この関係に関わるようになったのは、私が2013年から2016年まで震災後に宮城県の石巻市役所に3年間弁護士職員として常勤しまして、そのときに高台移転先の団地の用地の取得とか、その他、区画整理等々で用地関係の仕事もかなりやることになって、そのときに登記が未整備というんですかね、登記未了、移転登記がされていないものすごく苦勞したりとか、そのときに単に苦勞したというより、制度にだいぶ問題があるなど。一つ一つが悪いわけではないのだけれど、結局その今の仕組みをトータルすると放置された土地について、何十年も経つと取得

が難しくなってしまう。そういう問題を感じて雑誌に寄稿したりしているうちに、何となくこの世界に入ってきてしまったというようなところでは。現在は第二東京弁護士会に所属しているのですが、この関係でいうと所有者不明土地管理制度等プロジェクトチームの座長を務めていて、所有者不明土地管理人等を東京で扱っているのは東京地裁の 22 部なのですが、そこでの折衝とか、実務を作るようなお手伝いをしているというようなところがございます。自分も苦労した経験からやっておりますので、ともすると弁護士は、本来の権利者が万が一にも権利を失ってはいけないという、そちらの方に考えがちになるところもあるのですが、私としては、もちろんそれは大事な点だけれども、でも何と云うかあらゆる不正に打ち勝つというよりは、やはりその土地が未来においてちゃんと活用されていくように、そのためにはやはり権利処理とかが過度に労力をかけず、やはりその土地を使いたい人、使うべき人が使えるような仕組み、そういうことが実現したらいいなと思っております。そういう意味では、この本委員会が扱っているような内容も、まさに私としては、ぜひどんどん進んでいって欲しい内容ということになりますので、微力ながら、私も知恵を出したいなと思っております。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございます。それでは次に品川委員、お願いできますでしょうか。

品川委員

こんにちは。弁護士の品川でございます。私は栃木県に住んでおまして、林業関係者からの法律相談が非常に多いということから、宇都宮大学の農学部森林科学科で科目履修をするようになりまして、その流れでこちらの委員会に招いていただけるようになりました。昨年は私がそうして得た知見をまとめたものとして、民事法研究会という出版社から、「森林業法務のすべて」という本を出版させていただきました。皆さんからすれば拙い本かもしれませんが、全国の弁護士が森林に関する法律相談を受けたときの入り口となるよう、それから今後林野庁が法律関係の委員会を開催されるときに、学者先生などから、僕森林わかんないからと言って辞退されかけたときに、いやこれを読めば先生大丈夫なんだというふうに使っていただけたらと思っております。私の問題意識は、野村先生と共通するところもありますけれども、やはり所有ということに関して、私的所有権の絶対性というのは法律上不可侵のものと位置付けてはいないけれども、しかしそのように扱う場面もあって、皆さん非常に曖昧で混乱されているかと思っております。我々弁護士には、その兼ね合いとか調整する感覚はわかりますけれども、やはり省庁とか自治体の方になるとその辺非常に不安な思いをいただいております。そういうことについて、これからも助言させていただきたいと思っておりますし、また今後、所有権についての議論は、森林だけではなく、例えば弁護士仲間に聞くと動物に関する所有も論点となっております。根元的な議論をして概念の立て直し

をするべき時代に、みんな入口のところで立ち止まっている理由は何かあるのかというふうに思っております。ぜひそのところで、林野庁も勇敢に挑んでいただけたらと期待しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございます。次に片山委員、お願いいたします。

片山委員

石川県のがが森林組合の組合長をしております片山です。この委員会には令和2年から携わらせていただいております。私は現場で、6,000名の組合員さんの意見を聞きながら、この検討委員会で検討している森林経営管理制度の推進を行っておりますが、特に最近、組合員の皆さんから相談が多いのは、「なかなか自分のところで山を相続できない」「子供たちに相続してもらおうと話しても、なかなか厳しい」ということです。山の相続が難しくなっているのと、やはりちゃんとした相続登記がされておらず、所有者がわからなくなったり、分散してしまっているというような問題に直面しております。そのようなところを市や町から委託を受けながら、この森林経営管理制度を一生懸命やっている最中です。今回制度が改正されたということについても非常に興味を持っておりまして、何とかもう一歩、二歩でも進めるかなと思って頑張っているところでございます。またご指導の程よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございます。次に、河合委員お願いいたします。

河合委員

こんにちは。岐阜県の郡上森林マネジメント協議会の河合と申します。この委員会には、令和2年から、岐阜県の郡上市役所の林務課長時代から令和4年までの4年間、最初の指標整備の検討委員会に参加させていただきました。昨年はちょっと空きましたが、また今年復活というか、お声がけいただきここにあります。郡上市ではこの森林経営管理制度が始まった当初からずっと取り組んでおるところでございまして、昨晚もある地区で所有者を集めて説明会を行ってきたところですが、やはり片山委員も言われましたように、相続の問題があります。昨晚も「だいたい何代も前の人の名前なのですが、どうしたらよいでしょうか」というようなお話ですとか、もう一つ一番問題なのは境界が分からなくなっていることです。境界の明確化ということで、測量などもさせていただくのですが、やはり分からないため立ち合いもできない。それと、皆さん高齢になって、なかなか山へ登ることができないということで、立ち会いにもなかなか来られない場合、委任されるというような問題が起きております。また今年からそういった境界とか概念を少し変えるべく、新しく森林の集約化モデル事業、また後で出てくると思いますが、そういったことについて、昨年市長が変わりまして、また新しい考え方が入ってきまして、そういったことにも取り組むということで、だから今回お声がけいただいたのだらうと思っておりますが、またその辺も皆さんのいろいろなご意見聞きながら、またこの制度をうま

く活用して、各市町村がそういった森林整備が進むようになればいいなと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。次に村野委員、お願いいたします。

村野委員 群馬県庁の環境森林部の林政課の村野と申します。今年度からこの委員会に参加させていただきます。私は普段の業務では森林経営管理制度と、森林環境譲与税の担当をしております。森林経営管理制度では、令和4年度に甘楽町で共有者不明森林の特例措置、令和6年度に中之条町で、所有者不明森林の特例措置を活用しました。今回は千葉県富里市さんでケーススタディーということで議論させていただくこととなりますが、この議論の内容が今後各自治体のお役に立てるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして林野庁からもご挨拶をお願いいたします。城室長からよろしく願いいたします。

城室長 城です。先ほど挨拶させていただきました。またいろいろなご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

岩田課長補佐 昨年から引き続き課長補佐やっております岩田と申します。本日もどうぞよろしく願いいたします。

池田係長 同じく集積室の池田と申します。私4月からですけれど、本日いろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

辻本推進官 7月から集積室に着任しております辻本と申します。よろしく願いいたします。

中野係長 同じく7月から集積室に着任しております中野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

大村係長 4月から森林経営管理制度、所有者不明森林の関係などを担当しております大村と申します。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。本日は千葉県の富里市さんから関口様、大河様、Webで藤田様にご参加いただいております。また、千葉県から立石様にご参加いただいております。よろしく願いいたします。あと私ども事務局で司会を務めます宮寺。他にスライドを担当します古屋、マイクを担当しております織田と古谷、映像と音声を担当しております山本、サポーターとして植竹が参加させていた

だきますのでよろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料に沿って進めてまいります。本日の議題は大きく分けまして四つとなっております。まず、資料1を使いまして、令和2～6年度に実施した検討委員会の議事内容についてご説明いたします。その後、資料2を使いまして、林野庁から森林経営管理法の改正などについて、情報提供をいたします。そこで一度、休憩を挟み、その後資料3を使いまして、ケーススタディをご紹介します、ご議論をいただきます。最後に、改正森林経営管理法施行に向けた検討事項について、ご説明の後ご議論いただきたいと思います。まず資料1を使って、これまでの検討委員会の振り返りについてご説明いたします。説明は森林利用課の大村係長が担当いたします。よろしくお願いいたします。

【1.これまでの検討委員会の振り返り】

大村係長

それでは資料1につきまして説明させていただきます。これまでの検討委員会の振り返りということで、まずはスライドを1枚おめくりください。令和2年度から令和5年度にかけて、森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会ということで、科学的知見であったり、法律的な視点から、森林経営管理法の特例措置の可否に係る判断基準の整備などご議論をいただいております。そして昨年度令和6年度からは名前を変えまして、所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会という後継事業になりまして、経営管理制度以外の制度も含めた各種法制度の活用も深掘りしていきたいということでお集まりいただいております。ページをおめくりください。これまでの計15回開催をさせていただきます、そこでご議論いただいた内容をガイドラインという形で整理をしていただいたところがございます。今年度につきましては、今日を含め3回を予定しております、うち1回は現地検討会を予定しております。ページをおめくりください。ガイドラインのポイントといたしましては4点挙げられます。1番目で森林所有者の探索方法を詳細に解説、2番目でQ&A形式で具体的な活用場面における疑問に対応、3番目でケーススタディ、4番目で各種法制度の網羅をしていただいたところがございます。ページをおめくりください。森林所有者の探索方法というところでは、フローチャートを用いるなどしてわかりやすく整理をいただいたところがございます。ページをおめくりください。Q&A形式で、具体の活用場面における疑問への対応というところでは、これが非常に使いやすい部分かと思っておりますけれども、例えばQ5では、森林整備の必要性の具体的な判断基準はどうするか、Q15では、所有者不明の境界明確化についてはどう考えたらいいかなど作成をいただいております。ページをおめくりください。所有者不明森林等の特例措置の活用状況ですが、まず令和5年度末のデータになりますけど、156市町村の方で所有者の探索を実施いただいております。なお特例活用については現時点でございますが、12市町で13件の活用をいただいております。

ところがございます。ページをおめくりください。こちらのページは特例活用の一覧表になっておりまして、記載の通りで順次、配分計画ですとか森林整備まで、着実に進めていただいているところがございます。表の11番から13番、北海道苫小牧市、宮城県大崎市、岐阜県飛騨市の方は昨年度から追加で新たに特例を活用いただいているところになります。ページをおめくりください。ここからは3ページにわたりまして、それぞれの事例をご紹介させていただいているページになっておりますが、飛ばさせていただきます。ページを3枚めくっていただきまして、その他法制度の活用例というところに移ってください。こちらは想定をされるケースごとに6通りの、その他法制度の活用を記載しているところになります。これまでの検討委員会でケーススタディを重ねていく中で、経営管理法以外の手法による対応が良いのではないかとということも散見されてきたところございましたので、各種法制度の活用に係る議論、整理を進めていく必要があるという形になったところがございます。ページをおめくりください。令和6年度から8年度にかけて3ヶ年ですが、以下のスケジュール感で検討を進めたいと考えております。このうちの令和7年度の部分を赤囲いにしております。ページをおめくりいただきましてこちらに詳しい内容を書かせていただいております。令和7年度としてどういった進め方が良いかということで、1番目としては、森林経営管理法だけでなく、その他本制度を含めた所有者不明森林の対応について議論をしていただきたいということ、2番目として、そのために引き続きケーススタディを積み上げていくということで、経営管理法だけでなく、各種法制度の活用検討できるもの、初めから終わりまで追跡調査できるもの、複雑な探索や対応を要するものを優先して今後取り上げていきたいと考えております。3番目といたしまして、改正森林経営管理法の施行に当たり、新たにガイドライン等に盛り込むべき論点がございますので、そちらについても議論をお願いしたいと考えております。私からの説明は以上です。

事務局

ありがとうございました。それではご出席者の皆様からご質問等をいただきたいと思います。いかがでしょうか？それではよろしいでしょうか？そろそろ時間になってまいりましたので、検討委員会の振り返りについてはこの辺りで結びとさせていただきます。それでは次の議題に参ります。ここからは林野庁からの情報提供として資料2を使いながらご説明いたします。説明は森林利用課の岩田課長補佐が行います。よろしく願いいたします。

【2. 林野庁からの情報提供】

岩田課長補佐

それでは資料2につきましては岩田の方から説明させていただきます。資料2の内容としましては、森林経営管理法の改正についてと、最後末尾に付いておりますが、森林の集約化モデル地域実証事業ということで、令和7年度から措置

しております林野庁の予算について簡単にご紹介させていただくというような内容になってございます。まず資料1ページ目になります。森林経営管理法の改正について、その内容を列挙させていただいております。後ほど説明させていただきますが、大きな柱としましては二つございまして、大きい黒丸の二つ目の市町村の事務負担の軽減の観点、もう一つが三つ目ですが、集積集約化を進める新たな仕組みの創設、こちら集約化構想と呼んでおりますが、この二つを措置したというところが大きなポイントになってございます。資料をおめくりいただきまして2ページ目をお願いいたします。こちら今ご説明しました2本の柱についてでございます。内容としては左下、森林経営管理制度の施行実施していく中で5年間行ったところ、市町村の職員の方にアンケートをとらせていただきまして、こちらに記載しているような、職員が足りないですとか、所有者不明、境界が不明な森林、こういったところがあると全員同意が大変。こういったところが制度を進める中でハードルがあるということでしたので、そういった内容も踏まえまして、改正の内容を検討したというところでございます。改正の二つの柱ですけれど改めて、市町村の事務負担の軽減、資料の右側ですけれども、内容としましては経営管理権の設定において、手続き要件を緩和することで、市とかあるいは市町村の事務を支援する法人、この法人を指定する制度を創設したといった内容となっております。二つ目の柱の新たな仕組みの創設ですけれども、こちらの内容としましては、林業経営体、市町村を中心としまして、地域の関係者で話し合いを行っていただきまして、集約化の絵姿となる集約化構想を作成していただき、その集約化構想を踏まえまして、林業経営体に権利を設定あるいは移転をするというようなことを措置したというものでございます。資料3ページ目は改正森林経営管理法を1枚のスライドにまとめたものですので後ほどご覧いただければと思います。4ページ目になります。市町村の事務負担の軽減の観点で、こちら手続き要件の緩和について説明したスライドとなります。内容といたしましては一つ目上段の矢印のところがありますが、共有林において経営管理権の設定を行う際、間伐、間伐材の販売、保育に限定しますけれども、共有者の同意要件を今までの全員から2分の1超と緩和したものでございます。また矢印二つ目ですが、所有者不明森林等について経営管理権を設定する際に特例の手続きとして公告期間の短縮を行ってございましたけれども、こちらを半年から2ヶ月に短縮するというものでございます。資料5ページ目になります。こちら先ほど申し上げました共有林においての同意要件の緩和になります。細かく説明いたしますと、こちらのように条件がいくつかございまして、市町村に経営管理権、こちらを設定する際に、まず対象としては共有林であること、そして二つ目は先ほど申し上げましたが、経営管理の内容、経営管理制度の中では、主伐ですとか造林そういったこともできるわけですが、ここでは間伐、間伐材の販売、保育に限定されること、③ですけれども、経営管理権の存続期間は50年を超えないこと。超えたところに該当する場合については、所有権を有する者について立木竹、土地のそれぞれに

ついて、2分の1超の同意で足りるというように要件を緩和したものになって
ございます。また資料の一番下に書いておりますけれど、地上権設定などで立
木と土地の所有者が異なる場合については、全員同意が必要ということは引き
続きになってございますので、あくまで所有権を有する者の場合に2分の1超
の同意で実施ができるというような形になったものでございます。続きまして
6ページ目です。今申し上げた2分の1の要件の緩和について少し解説したも
のでございます。今回の森林経営管理法での要件の緩和については民法の管理
行為の規定等を参考に措置しております。民法では一般的に財産的価値を向上
させる施業として、間伐や保育は管理行為に該当すると返される一方で、間伐
による木材の搬出販売はこちら財産の処分行為として該当するという考え方も
あるとお聞きしております。こういった中ですけれども、森林経営管理法にお
いては間伐に伴う木材販売も含めて実施可能にするというように措置したも
のでございます。こちらまた資料の4で後ほど議論していただきたいと思っ
ておりますけれども、こちらの2分の1同意の実際の実務のところ、こちらの解釈
もガイドラインに記載をしていきたいと考えております。こちらが実務の際
に今までは全員の同意が必要でしたので、所有者全員にあたるということが前
提だったわけですが、なお書きのところですね。2分の1超の同意があれば法
律上は経営管理権の設定が可能という形になってはいますが、この場合もし仮
に残りの方で反対者がいたとしても権利設定は可能ということになります。た
だ実態としては明確な反対者がいる場合、権利設定をすること自体は望ましく
ないと考えておまして、そのような場合は間伐等の実施の必要性を説明する
このことを通じて理解醸成を図ること、あるいは持分買い取りにより反対者との
共有状態の解消を図ること、このようなことが必要と考えております。次に
資料の7ページ目です。こちらにつきましては共有者不明森林と確知所有者不
同意の特例の手続きを同時に実施可能とするというような改正をしております。
こちらの内容につきましては、今まで共有者不明森林の特例を使う場合に、知
れている者の全員の同意、つまり確知共有者の一部に不同意者がいた場合、そ
の特例の手続き前に、その当該確知所有、知れている方で同意をされてない方
については、先に確知所有者の不同意の特例を行う必要があったところです。
こちらでは今回の改正法で、知れている者のいずれかの者の同意としたことで、
共有者不明森林、確知所有者不同意の特例を同時に並行して活用することがで
きるというようにしたものでございます。続いて資料8ページ目は要件緩和に
関する条文、今申し上げた2分の1超の間伐等の経営管理権の設定についてと、
共有者不明森林と確知所有者不同意森林の特例、こちらについての条文を参考
に記載させていただいているものです。続きまして9ページ目です。こちらは
資料をご覧ください中でわかると思いますが、今まで共有者不明森林、所有者
不明森林の特例につきましては、探索を行った後に集積計画の案を公告するとい
う手続きがございました。こちらの期間が半年というものを定めていたのです
が、こちら他法令も参考にしまして、2ヶ月に短縮したというものでござ

います。10 ページ目も同じく条文を記載しているものです。参考に掲載しております。続きまして資料 11 ページ目です。こちらも市町村の事務負担の軽減の観点からですが、経営管理支援法人の指定制度を創設したものであるというものでございます。市町村が森林経営管理制度を進めていく中で資料にもございますが、今まで公益社団法人ですとか一般社団法人こういった外部の団体に実際の森林経営管理制度を進めるにあたっての実務のところを外部委託して進めているという例があったところです。このような取り組みをする法人を改めてですね、森林経営管理法において指定する制度を設けることでそのサポートを受けられる仕組みを作ると、そういったものでございます。こちらの指定制度は市町村が指定するものですが、指定するかしないかは任意という制度になっておりまして、また特定の 1 社のみを指定するというものではなく複数の法人を指定することも可能という形になってございます。資料 12 ページ目に移ります。経営管理支援法人が実際に受ける業務のイメージというものを記載しております。具体的には、森林所有者からの相談を対応したりですとか、具体的なマッチングを行うこと、あるいは森林の境界の明確化あるいは森林所有者の探索、また森林の実際の資源状況ですとか、実際のその間伐を行う際の森林調査このようなことを外部委託することを想定しているというものでございます。指定を受けた法人としては経営管理支援法人ということで公的な信用力が付与されるということをもってこちらの活動に対して、地域の住民の方の理解を得られやすくなるですとか、円滑な業務実施が図られると、こういったところを指定制度の創設の効果として考えております。続きまして 13 ページ目でございます。今まで申し上げたところが一つ目の柱の事務負担の軽減でしたけれども、こちら二つ目の柱の集約化構想のご説明となります。内容といたしましては地域の関係者が協議することで、集約化構想を定める。内容としましては実際のその権利の受けてである林業経営体を決めたりですとか、路網整備等の方針といった、こういったところ森林の将来像を定めるというものになってございます。集約化構想を定めた後は、今までですと集積計画を定めた後配分計画を策定するという形になっておりましたけれど、こちら元々受け手が決まっているという形になりますのでそちらの手続きをワンストップ化するというので一括計画というものを作成しまして、林業経営体に迅速に権利を設定、あるいは意見をすることをも可能としたものでございます。こちら権利の設定移転ということで、元々は経営管理制度、所有権の移転というものは措置していなかったところですが、こちらは面的な集約化を行うにあたって、そちらの経営管理制度の経営管理権を補完する形で所有権の移転も可能ということで、権利の設定移転ということで表現しております。14 ページ目でございます。こちら集約化構想の実際に定めるに当たって協議を行うという形になっております。法律上協議の場の設置ということになっております。そちらのイメージを記載しております。具体的な流れとしましては、集積集約を進めるエリアを対象地域として選んでいただいた上で、森林所有者さんに意向調査を行う。その上で

森林資源情報等整理していただきまして、その協議を実施内容として取りまとめるというものになってございます。先ほども申し上げましたが、経営管理制度、市町村が行うという制度になっております。市町村とまた受け手となる林業経営体こちらが協議の参加者として必須という形になっておりまして、それ以外には協議の参加者としては森林所有者さんですとか、製材工場、工務店等の木材関連事業者さんあるいはその他の経営管理を行っている主体として、森林組合ですとか公有林管理者、こういった方も想定されるというところになってございます。具体的に取りまとめる内容としましては、森林の区域経営管理の方針、集約化の目標をこういったものを定めると、左下に記載しております。続きまして 15 ページ目になります。今申し上げました協議によって作成する、集約化構想、また一括計画の作成のイメージを記載させていただいております。左が協議によって定める集約化構想となっております、森林の区域ですとか、経営管理の方針の達成をするために目標と定めること、また当然路網整備等の条件整備も必要になりますので、左下に書いてあるような条件整備の方針、こういったものを記載するという形になっております。こちらの集約化構想を作成した場合に左下の枠外に書いてあります。特例がいくつか活用可能となっており、林業経営体受け手に対し、森林所有者の情報を提供可能になることまた、林道の開設、改良に関する特例、また筆界特定の申請の特例とこういったものの特例が措置されるというものになっております。集約化構想自体そのものでは権利設定はされませんので、その後権利集積配分一括計画、一括計画と読みますけど、経営管理権と実施権をセットで設定するというこういった計画を作成し、実際の森林整備を行うための権利を設定するというようなものとなっております。先ほど申し上げた通り所有権の移転もあわせて補完的に行うことができますので、こちらの例でも所有権の移転も例として書いております。続きまして資料 16 ページ目ですけれどもこちらは今回協議の場を経て集約化構想を作成していただくというところで、地域の関係者で協議をしていただく場を設けるということになります。そういったことと、最近発展しております ICT 技術、あるいは各種法制度、そういったところも活用しまして、後ほどご説明いたしますが、森林の集約化モデル地域実証事業でも念頭に置いております、境界にとらわれない新たな経営手法ですとか、所有権移転こういったところによって森林の集約化を図るとこういったところのイメージを参考として掲載させていただいております。このような新たな取り組みも進むと良いと考えております。改正法の説明最後 17 ページ目になります。こちら関係者各主体ごとに改正法により期待できる効果というものを記載しております。市町村におきましては、まずは事務負担の軽減に貢献することを期待しております。また集約化構想では、林業経営体今まで配分計画の時点で新たに企画提案を求めるということで、受け入れが決まっていない状態で進めるという制度でしたが、今回集約化構想においては、あらかじめ受け手は決まるのでその点では効果的効率的に制度が進むのではないかなと考えております。また森林所有者の観点で

は実際にこの面的なまとまりを持った森林経営管理の委託が進むということで、収益性の確保が期待されるのではないかなど考えております。林業経営体の観点では、集約化構想において経営規模や雇用の安定拡大、こういったところに繋がるのではないかなど考えております。最後に都道府県については地域の林業の課題解決に向けた場として、協議に参画するなどの対応も検討されるのではないかなど思っております。改正法の説明については以上となります。残り4ページ森林の集約化モデル地域実証事業についてご説明させていただきます。資料18ページ目になります。こちらのモデル事業については昨年の検討委員会でもご説明させていただきましたけれど、令和7年度予算から新たに措置したものでございます。森林の面的な集約化、一段の森林としての集約化をモデル的に実証するための予算として措置しております。こちらは、地域の関係者で合意形成をしていただくということで、所有者不明森林等も含めた面的な集約化を行う取り組みこれに対して林野庁から経費を支援しているという予算事業でございます。こちらのモデル地域を実証するというでモデルの類型として、所有権を移転することによる集約化ですとか、外縁確定型と申し上げておりますけれども、森林の面的な集約化を行うにあたって中の境界はですね、明確化を省略するというを措置する外縁確定型、あるいは所有者不明森林も併せて行う特例措置型として三つの類型を設定しております。まだ事例としては今補助事業の実施が始まっているというところですので、今後具体的な事例が出てきましたら、この検討委員会でもケーススタディーとして事例の分析を行っていかれたらと考えております。19ページ目です。こちらの資料につきましては予算の資料になっております。今申し上げました集約化モデルの実証支援、現地での協議によって集約化を行っていただく取り組みについては資料の左側の1の集約化モデルの実証支援ということで、内容としましてはICTを活用した森林調査や境界明確化、所有者探索こういった具体的な取り組みに対して支援をするというものでございます。その他の資料は後ほどご覧いただければと思います。続いて20ページ目ですけれども、先ほど申し上げました三つの類型について取り組みのイメージ、こちらの実際の取り組みではないので参考としてご覧いただければと思います。1の所有権移転方につきましては、こちら面的に所有権を特定の林業経営体ですとか所有者さんに移転をすることでその経営管理を集約化できないかというものでございます。②の外縁確定型はこちら資料の記載の通りですが、細かな森林所有者ごとに境界を細かく管理するのではなくて、一団の森林として外縁の境界を整理して、その中では経営管理を集約的に行うというものでございます。三つ目につきましては所有者不明の特例も活用して、不明森林があったとしても面的に集約化を行うと、こういったところを想定しているものでございます。資料最後21ページ目になります。こちらモデル地域実証事業の実施地域ですが、現在手を挙げていただいている事業体が23で、こちらの地区で取り組みを進めていただくということを想定しております。この中でモデル性の高いものですか、所有者不明森林そういった

ところに対して具体的に対応するものが出てきましたら、今後ですね、検討委員会の中でも議論のケーススタディーとして挙げさせていただきたいと考えております。駆け足の説明となりましたが私からは以上となります。

事務局 ありがとうございます。それではご出席者の皆様からご質問等いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか？品川委員お願いいたします。

品川委員 品川でございます。一つはこのモデル事業についてですね、経営管理支援法人というのを作っていくということですけど、この集約化モデル地域というのは、経営支援管理法人を作ることによって集約化モデル地域になるということであるのかということと、あとこの経費を支援するというふうにあります、その経費はどういったことに支払が想定されているのかということをお教えください。

岩田課長補佐 ありがとうございます。お答えします。まず資料の構成と説明がちょっと分かりづらくて申し訳ありませんでした。改正法とモデル地域実証事業の関係性として、モデル事業の実施については、改正法の観点も当然含まれますが、経営管理制度だけではなくて、集約化を行うための取り組みであればその取り組みを支援するというものであり、一対一対応ではないというご認識をいただければと思います。経営管理支援法人につきましては、森林経営管理法の改正法の中で、その市町村の事務を支援するものとして、具体的には来年の施行から取り組みを行っていただくものなのですが、そういった観点ではモデル事業の各地区でその指定がマストというものではないというものになってございます。二つ目のご質問で経費の支援ですが、モデル地域実証事業においては、具体的な内容としては、ICT 具体的にはその航空レーザー計測のデータなどが徐々に浸透していると思うのですが、そういったものを使った資源解析ですとか、地形状況の解析、こういった経費ですとか、あるいは境界の明確化を行うための現地調査の経費、あるいはそのモデル地域の中で所有者探索を行う場合の外部委託費ですとかそういったところに対して、経費の補助対象にしているというものでございます。

品川委員 経費に関して境界確定や所有者不明探索に関してということですが、そうした経費は森林環境譲与税でサポートされているという認識でいたのですが、現場は足りないという状況なのでしょうか？

岩田課長補佐 そこは市町村によって譲与税の用途ですとか、使い道あるいはこういったところに充てるかとかいうところまで市町村で判断していただいているので、譲与額だけではなくその状況にもよるのかなとは思いますが。モデル事業につきましては国が支援を行うということで、そのモデルを実証するというところに重

きを置いておりますので、譲与税額が足りないから支援するというのではなくて、このモデルを形成すること、これに関して国が関与して、今後そのモデルを吸い上げて、横展開して全国に広めるとか、いい事例があればそういったことも行うといったところを念頭に行う事業という形になっております。このため単純な経費のみを足りないから支援するとそういうものではないというものになります。

片山委員

説明ありがとうございました。経営管理法の改正について非常に興味を持っておりまして、実際に現場を預かる者として、この改正の方向性として、市町村の事務負担の軽減と集積計画を図るための新たな仕組みとしての集約化構想は、私は良い方向性であり、現場にとって非常にありがたいと思っております。市町村の事務負担については、これを実施しようとするとう本当に大変です。少しでもこれで軽減させていただけるとありがたいと思うのと、もう一つはこの集約化構想についての考え方や、実際の実務についてですが、我々の森林組合ではこういうやり方をしております。現実として事前にある程度区域を決めて、そこで所有者さん、それから市町村の方に入っていて、我々事業を実施する者も入って話をしながら、ここを集約化していこうというようなことをやっております。それに対してこのような方向性を出していただけたというのは本当にうれしく、大分行き詰まっていたところですが、少しまた一歩踏み出せるような感じがしております。そのような中で少し教えていただきたいのですが、15 ページ目の集約化構想を策定する場合の特例について、一番下のところの、「林道の開設・改良に関する特例」ともう一つが「筆界特定の申請の特例」について、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいと思います。

岩田課長補佐

ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、既に協議を行って経営管理制度を進めていただいているような事例も参考に、集約化構想は検討したものでございます。特例につきましては、林道の開設、改良に関する特例については、地域森林計画に林道の開設に関することを定めることとなっております。それをこの集約化構想の実現に向けて、必要であれば都道府県にその規定について申し入れることができるという特例になっております。筆界特定につきましては、こちら元々、筆界特定制度というのがございまして、森林の施業にあたっては、森林の境界の明確化、いわゆる施業界を決めるための明確化を行っていると思うのですが、その明確化を行った結果をもって、一筆の境界を法務局の登記官に調査していただいて、その筆界を確定していただくというものを申請することができるようになるというものでございます。

片山委員

ありがとうございます。

事務局

植木委員長お願いします。

植木委員長

基本的なところをちょっと教えて欲しいのですが、共有林の権利設定に関する同意要件の緩和について、これまで全員であったところが2分の1に緩和されたということですね。そこで2分の1超の共有持分とありますが、この持ち分の意味とはどういうことなのか。要するに権利者数なのか、あるいは面積なのか、あるいはこの民法の共有物の管理に関する252条にある持分の価格というような言い方が出ていますが、こういった基本的なことですが、持分は何を意味するのかということが1点あります。それから、同意要件の緩和の中で、反対者がいた場合には、どこまで反対者に対して説得を行うのか。大概の場合、反対する人というのはそれなりの考え方だとか哲学があって、やはりなかなか手ごわいと思うんですよね。要するに理解醸成を図っていくことや、持分買い取りによる反対者との共有状態の解消に努めるということなのですが、私としてはこの場合、本当に最後まで反対し続けた場合の対処をどうするかで、やはり後々まで問題が続くとか、あるいは何らかの火種にならないようにしなければいけないだろうとは思っているのですが、まだこのところは私自身よくイメージできていないところで、もう少し詳しく教えていただきたい。それから、モデル事業の類型として、所有権の移転型、外縁確定型、所有者の不明型があり、前提としては、地籍調査が実施済みというのが所有権の移転型と所有者不明型とありますが、結構問題だったのは、やはりこの所有地の確定、すなわち境界の確定がむしろ大変なわけです。ですから一応ここで示している地籍調査実施済みというのは、むしろ私の経験であまり多くないという気がするので、モデルを実施する場合には、地籍調査は国の制度ですけど、自ら境界確定を行うことから始めるという理解でよいのかどうかという、この3点を教えてください。

岩田課長補佐

ありがとうございます。まず持分に関しては、こちらの森林の所有権、不動産登記簿で確認するわけですが、その中で共有林であれば持分が何分の1、何分の1、何分の1と所有者ごとに書かれているということがあります。あとは、法定相続によってその所有が共有状態になっているということがあります。例えば、元々1人で持っていたが、その後森林を特定の方に相続しないでそのままの相続、例えばお子さんですとかそういった複数の方にそのまま相続されると持ち分が分割されるという形になりまして、形式上共有状態の森林になるということもあります。そういったところはその持分がそれぞれの個人ごとに分割される2分の1とか3分の1とかそういった形になりますので、それを経営管理法の中で同意という形になるとそれを足し合わせて2分の1以上になるように同意を取っていき2分の1を超えたら、権利設定ができるという形になります。

城室長

権利者ということになります。登記簿に載っていれば持分が書いてありますので、Aさんが何分の1もっているのか、Bさんが何分の1もっているのかで計

算する。登記されてなく相続で共有状態になったものは各相続者の法定相続分で計算することになります。

岩田課長補佐 すいません分かりづらくて申し訳ありませんが、また反対者がいた場合については、林野庁では想定される対応として、理解醸成を図ることと、その持分買い取りということで記載させていただいておりますが、やはりその今回2分の1に要件緩和したといってもですね、事務的には2分の1超えればOKという形になるのですが、そうしたときに想定されるのはこういった反対者の方がいるとかそういったことも想定されますので、まさに資料4でその辺りの反対者がいることを想定したガイドラインの書きぶりですとか、実際にその市町村の方にやっていただく際の、事務の手引きマニュアルを林野庁で作っているのですが、そこへどういったふうに記載すれば良いか、といったところも含めてご議論いただければと考えているところでございます。最後のモデル事業のところですが、こちらの三つの類型の取り組みのところ、地籍調査、航空レーザー計測の実施進んでいるか否かということに記載させていただいておりますが、こちらの資料を作る際のその条件分けとしてイメージを記載しておりまして、こちらまさに私が作成したのですが、所有権の移転をする際には少なくともその地籍調査が終わっていて、それぞれの境界その辺りが登記上も明らかになっているところでないといけないのではないかなという想定のもとで、所有権移転型であれば地籍調査が進んでいる森林なのかなというところで、その前提条件もイメージということで記載しているところです。当然地籍調査が終わっていないということも森林の中ではかなり多くあると思いますので、そういったところは改めてモデル事業の中で境界明確化をやっていただくということでもいいですし、モデル事業の外でやっていただくということも当然想定されると思うのですが、ご存知の通り境界明確化自体は、森林の集約化の前提のような形になると思いますので、いずれかの方法で既に地籍調査が終わっているか、新たにやっていただくか、こういったことで対応していただくという形にはなるのかと想定しています。以上です。

事務局 品川委員お願いいたします。

品川委員 共有者不明森林に関する改正の件ですが、できることは間伐、間伐材の販売、保育という施業内容であるというふうに記載されておりまして、これは路網の設置も入るのでしょうか？

岩田課長補佐 間伐に合わせて行う作業道の設置は含まれます。

品川委員 そうするとそこで作業道とか、あるいは林業専用道とかありますけど例えば作業道に限られるとかそういう話に細かくなっていくということがありますか。

岩田課長補佐　　そうですねちょっとすみません。明確に整理したものが今はないのですが、林業専用道ですとやはりその林道相当のものとかになりまして、ある意味恒久的な施設になると、森林作業道ですとその施業を行うために行うある意味一時的なもの、林野庁としてはしばらく使えるようにしていますが、そういった違いはあるので、基本的には作業道が想定されるのではないかなとは思っています。

品川委員　　この路網に関しては法律家の観点からするとどうも前から引っかかっていたところでした、皆さん暗黙の合意というのがあって、昔からこういうふうに来てきたのだという、森林関係者の方たちの間では、林野庁も現場の方も所有者さんも含めて路網の整備というのは施業をする行為に当然含まれているという暗黙の了解があることは、今は感じ取っております。ただそのことが、法文にはきちんと組み込まれていないなということを感じておまして、つまり紛争になったときのことなのです。森林法 50 条 51 条が林道について定めると言いますが、都道府県の認可、協議、裁定と長い手続きなんですね。ところが実際は皆さんこの手続きをあまり利用されずに済ませておしまいになるようです。今ここで回答とか解決とかいうことではないですけど、今オーストリア森林法の和訳をやっておまして、そこで詳細な搬出設備に関する規定があることに感銘を受けております。日本の法律の場合、林道に関する規定が非常に貧弱で、現場の暗黙の合意で進んでいるというのが見ていて不安です。非常に課題を感じているところがありますので、そのところだけちょっとコメントさせていただきます。

岩田課長補佐　　はい、ありがとうございます。

事務局　　野村委員お願いいたします。

野村委員　　これは要件がその 2 分の 1 に緩和されるか、されないかというのが、間伐であるかどうかというところにかかっていると思いますけど、森林法とかでも間伐という言葉が出てくると思うのですが、定義というか、間伐なのかそれ以上なのか、というのはある程度明確だと思ってよろしいでしょうか。間伐とは何か、明確に定めているものはないのかなと思うのですが、区別がわかりにくいものではないと考えてよいのか、確認させてください。

岩田課長補佐　　ありがとうございます。森林経営管理法においても間伐そのものの定義は置いてないところですけど、やはりその森林法の中で森林計画制度がございまして、その中で間伐とはどういったものかというのを林野庁の方では事務連絡などで解釈しており、例えば将来にわたって一定の期間が過ぎれば森林の林冠

が閉鎖する条件などを定めて、一定の指標は置いているというところでそういったところを踏まえて間伐の判断をするのかなと思っております。

野村委員 いずれにせよ、計画に書かれるのは間伐と書かれるので、その意味では明確だということですよ。その上で、「間伐」と書いてあるのだけど、施業のところでそれ以上に伐採してしまったらどうなるのか、みたいな話になるかもしれないなとちょっと思いました。

片山委員 実際現場で間伐を行うのですが、普通の切り捨ての間伐、保育間伐、それから利用間伐がありますよね。そして、それとは別個に人工林更新伐というものがありますよね。これを間伐として見るのか。そしてもう一つは、主伐の中の択伐ですよ。そこをどう見るのかというところ、木は残っていくでしょうけれども、その辺りの基準というのは少し明確にしておいた方がよいのではないかという気がします。

岩田課長補佐 野村委員、片山委員ありがとうございます。森林計画と申しましたけれども、そのあたりの判断基準とかも改めて整理していきたいと考えております。

植木委員長 今の片山委員の発言ですが、間伐というのは皆伐作業法における一作業であり、間伐に対して主伐でしかなくて、これは皆伐作業法の枠組みにおける概念です。ですから、択伐作業において主伐という言い方は本来ありませんが、計画はそういうふうに認めているんですね。あと、更新伐についてもそうですけど、同じ認識のもとで議論しなければ、なかなかかみ合わないというふうに思いますので、一度そこを議論というか整理してほしいなと私自身も思っています。

岩田課長補佐 ありがとうございます。ご指摘の通り整理したいと思います。広葉樹の観点もということですね。

事務局 ありがとうございます。そろそろ時間も押してきましたので、林野庁からの情報提供、資料2については、このあたりで結びとさせていただきたいと思えます。ここで5分程度のトイレ休憩を取らせていただきたいと思います。

事務局 それでは委員会を再開いたします。ここからは資料3を使って、ケーススタディ⑩千葉県富里市における取組状況について、ご説明いたします。説明は大村係長が担当いたします。

【3. ケーススタディ⑩（千葉県富里市）】

大村係長

ケーススタディの⑩ということで資料3を用いまして説明させていただきます。千葉県富里市様における取り組み状況ということで、この資料作成に当たりましては富里市様、千葉県様にご協力いただきましてありがとうございます。まずはページをおめくりください。目次といたしまして1番から7番ご用意しております、1番から5番にかけては現状を、6番で対応策を示しております、7番でご議論をいただきたいと考えております。ページをおめくりください。富里市の概要といたしまして、左下の地図を見ていただきますと千葉県の北部にございまして、北総台地のほぼ中央に位置をしております東西10キロ、南北11キロ、民有林面積は640ヘクタールほどとなっております。地勢は南北に分かれておまして、今回対象となる南部地域は、農地を風の害から守る防風保安林17ヘクタールを有しております、地域の農業経営や生活環境の保全に欠かせないものとなっておりますのでございます。富里市では、森林経営管理制度は活用しておられませんが、一方で、令和2年度に策定をした富里市森林再生プランに基づきまして、所有者と森林組合のコーディネーター役を市が担われ、森林の適切な管理と整備を進めておられるところがございます。下の図の左から2枚目を見ていただくと、富里市の南東部に今回の場所がございまして、さらにもう1枚右の図を見ていただきますと、色がついているのが今回の対象地ございまして、街道沿いの保安林ということになります。黄緑の部分が令和6年度に整備済み、青色の部分が令和7年度、今年度整備をする予定というところがございます。ページをおめくりください。富里市御料宮内地区というのが今回の地区ですけれども、基幹産業である農業を支える肥沃な農地や自然環境を有するところがこの地区の特徴でございます。この地区の防風保安林は、市道沿いに南北500m、4列から5列の森林となっております、合計面積は0.7ヘクタールほど、16筆になります。これらは全て地域森林計画区域となっております。この防風林は農地を風害から守るために設けられたものですが、現在は整備がなかなか行われておらず枝葉が道路や電線にかかって交通などに支障をきたしている状況でございます。下の写真をご覧くださいと、かなり道の方に張り出してきて電線にもかかっている状況がご確認いただけるかと思っております。2ヶ年で整備を予定しております既に令和6年度に半分ほどの整備は行われております。今年度に残り半分ほどの整備を予定しておりますけれども、事業実施するに当たりまして所有者に通知を送ったところ、所有者1名が居所不明であったということがわかったというところがございます。ページをおめくりください。4ページ目です。所有者の探索状況といたしましては右下の図をご覧ください。今回の防風保安林全16筆の状況を書いております。青色の部分、令和7年度整備予定のところ6筆4名おられますけれども、ここに通知を送りましたところ、うち1名、1筆についてあて所に尋ね当たりなしということで、返送があったというところなんです。この1名について探索を行われました。探索の内容といたしましては、登記簿上の住所、これが保安林台帳の住所と一致しておりますけれども、こちらの方に住民票、戸籍関

係の書類を請求しましたけれども、該当はなし。そして、課税台帳の方にまた別住所がございましたので、こちらの方にも住民票、戸籍関係の書類を請求しましたけれども、こちらについても該当なしという回答を受けたというところでございます。なお課税台帳は、保安林のため非課税あり、通知等は行ってないということでございます。左下の写真の方で見ていただきますと、青いところが令和7年度の整備予定でございまして、赤で網掛けをしているところが所有者不明森林であり、一部のみ不明になっているという状況でございます。ページをおめくりください。所有者の探索状況を時系列に整理したものになりますけれども、こちらの五行目の令和6年10月28日のところでは閉鎖登記簿を確認いただいておりますけれども、土地所有者の移転の経緯としましては、隣接の地番から分筆がされまして、その後、贈与、売買を経て現登記簿上の所有者に至っているというところでございます。下のポツを二つ見ていただきますと、整備にあたりまして地元地区の関係者から協力を得ておられますけれども、そちらの方からも、所有者に関する情報はないということでございまして、下のポツで、現在は追跡調査を終了しているところということでございます。ページをおめくりください。6ページ目でございます。左の地図を見ていただきますと、防風保安林の西に道路がございまして、東に農地がありまして、所有者不明森林がここにあるということになります。一つ横の図を見ていただきますと、緑の線で囲いというものがありますけれども、こちらが元々の分筆元の方になりますけれども囲われていて、ここで境がちょうどわかるようになっているというところでございます。上の文字をお読みしますけれども、所有者不明森林としては、地番は154-4で地目が保安林。対象面積は0.0277ヘクタールとなっております。樹種はスギと広葉樹の混交でございまして、道路側は広葉樹となっております。境界につきましては、前面は道路、背面は農地を境にしております、北側と南側については地積測量図がございまして、設置の囲いなどの情報をもとに境界を確定しているところでございます。ページをおめくりください。こちら東西南北それぞれの角度から見た現況写真になります。地番の154-4がこちらにあることがわかるかと思えます。ページをおめくりください。保安林整備事業の概要といたしまして、富里市様の方で保安林の整備を進めておられますけれども、まず、保安林の概要といたしましては、保安林種は防風保安林でございまして、二つ下に行きまして伐採の方法としては群状択伐法を主とする択伐率30%という指定施業要件がございまして、下に行きまして森林整備の取り組み方針といたしましては、森林環境譲与税を活用して森林整備を実施するという方針でおられまして、所有者の自己負担はございません。伐採については、インフラ設備への今後の被害防止の観点から、枝払いや芯止めの対応ではなく、択伐を行い、元から切っ飛ばしたいというところがございます。なお、保安林指定施業要件については、要件を満たしております、伐採を行っても保安林としての機能に支障はないということは、県の保安林担当の方が既に確認をされているところでございます。所有者不明森林の部分の

整備にあたっては、森林経営管理法に限らず、その他の方法も含めて、事務負担が少ない方法で、できれば実施をしていきたいという意向をお持ちでございます。ページをおめくりください。9ページ目に入りましてその他概要ですけれども、まず事業期間は令和6年度から7年度の2ヶ年で行う予定でございます。令和6年度はここに書いてある通りの伐採・剪定を実施したところでございます。令和7年度についてはこの記載内容を実施予定というところでございます。下の写真を見ていただきますと、これは令和6年度に実施をしたビフォーアフターが上下段になっておりますけれども、上の方はかなり枝が張り出している状況、下の方は非常にすっきりとしていて、道路保全上は良い状態になっているという様子が見てとれるかと思えます。ページをおめくりください。ここからは所有者不明森林への対応策ということで、A) からF) の6通りを想定させていただきました。事前照会の際はF) がなかったのですが、追加で載せております。まずA) からご紹介させていただきます。森林経営管理制度の特例として、こちらを実施する場合は富里市様の林務部局が主に実施されることとなりますけれども、探索をした後、所有者不明森林に係る公告、裁定をしていただいて、集積計画を作成していただく。そして市町村森林経営管理事業で、伐採を実施をしていただくという流れになります。仮に集積計画を作成する場合の方針案といたしましては、筆数としては1筆、所有者不明の森林のみで、存続期間としては伐採を実施する期間のみということで1年間、実施する経営の内容としては、1回の択伐を実施するという想定されるかと思えます。ページをおめくりください。B) 所有者不明土地管理制度について、これは民法の規定でございますが、こちらを実施する場合は富里市様の林務部局になるかと思われま。裁判所が所有者不明土地管理人を選任されまして、管理費用等の確保のために予納金の納付をします。そして保存・利用・改良行為が可能になりまして、処分行為の場合は裁判所の許可が必要ですが、実施可能というところでございます。想定する管理内容といたしましては、道路沿いの択伐を実施したいというところでございます。続いてC) になります。こちら民法の規定で越境した枝の切り取りを実施するというものになります。実施者は道路管理者、ここは市道でございますので富里市ということになります。隣接地の竹木の枝が境界を越える際に、その枝を切り取ることができるという規定になっておりまして、竹木の所有者を知ることができず、または、その所在を知ることができない場合に適用されるというものでございます。続いてD) の違法放置等物件に対する措置ということで、こちら道路法に規定にされておまして、実施する場合は道路管理者かと思われま。道路に設置された物件が、交通に支障を及ぼす場合など、占有者が現場にいないために必要な措置を取ることを命ずることができない場合について、自ら除去などができるという規定になっております。続いてE) でございますけれども、行政代執行による伐採、こちら道路管理者などが考えられるかと思えますけれども、その他手段によってその履行を確保することが困

難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときについては実施可能になるというものでございます。続いてF) 森林法になりますけれども、保安林の伐採を県林務部局が行うことということでございまして、こちらは保安施設地区に指定をしまして、保安施設事業を実施するという方法でございまして、この保安施設事業については受忍義務がかかっておりまして、所有者は県が行うその事業の実施行為を拒んではならないということが書かれておりますので、所有者不明でも適用ができる制度ということになっております。ページをおめくりください。12 ページ目になりますけれども、こちらが今回検討委員会でご議論をいただきたい内容となっております。1 番目、所有者不明森林の対応策としまして、A) 森林経営管理制度を使う場合、特例措置の活用のための探索を十分に行ったと考えられますけれども、ご意見はありますでしょうか。2 番目、今回の事例のように、道路沿いの所有者不明森林の対応策として、A) のほか、B) からF) のような方法なども含め、どういった手法を取りうるかご意見を頂戴できればと思います。なお今回のケーススタディについては、事前に委員の方から質問を頂戴しておりますので、一部ご紹介させていただければと思います。別紙をご覧ください。A3 で折られた紙になりますけれども、こちらで3 点ほどちょっとご紹介をさせていただきたいと思ひまして、まずは4 番目、品川委員からのご質問の後半部分になりますけれども、本件土地は森林経営管理法第2 条第3 項との関係で、持続的管理という言葉との整合性が問題にならないかというご指摘がございまして、これに関してですけれども、今回の集積計画の案というところで存続期間を1 年というふうにしておりますけれども、ご承知の通り、存続期間は任意で定めることができまして、この期間以降については経営管理の主体が変わった後も引き続き経営管理されていくべきものということになります。本来であれば所有者がおられますので、所有者の元に管理が戻って、引き続き持続的に管理されるということになりますけれども、今回については所有者が不明ということで、今後どうしていくのかということが問題になるかと思ひます。富里市様、この後お考えなどございましたらお聞かせいただければと思います。続いて10 番目の村野委員からご質問をいただきました、特例措置を使用して裁定を行う場合の、現に経営管理が行われていないかの基準となるA からC のどれに該当するのかというご質問がありました。これについては詳細な検討についてはまだ進んでいないところではあります、過去の事例を見るにC が最も近いのではないかなと考えております。ただご指摘のようにガイドラインの記載については今回のような天然林などを想定した記載になっておりませんので、見直しを検討してまいりたいと思ひます。続いて11 番目、所有者不明森林のこの対策として、富里市さんは既に何か検討されていますか。というご質問がございました。これについては、お聞きしているところでは、今回の検討委員会で議論を受けて判断をしようと考えておるといふふうにお聞きしておりますけれども、訂正などございましたら富里市様よろしくお願ひいたします。私の方からは以上です。

事務局 ありがとうございます。それでは千葉県富里市の関口様、大河様、Webで参加されています藤田様、簡単な自己紹介と補足などございましたらお願いしてよろしいでしょうか。

関口主査 はい、本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。改めまして、千葉県富里市環境課関口と申します。隣におりますのが大河でございます。また所用によりWebにて環境課長藤田が参加させていただいております。まず4番の方の品川委員からご質問いただきまして林野庁様からご説明いただきました。この案件、ご承知の通り、所有者不明であること、道路沿いの樹木を伐採することで、先ほど写真にもありましたように車両通行がよりスムーズになることを目的とした長期的というよりは短期的な事業ということで、樹木の伐採ができたらと思っておるところでございます。また、市としましても予算措置が必要になってくるということを考えてまして、本件は市としては経営管理として展開はしていかないものと考えているところでございます。次に行きまして11番村野委員からご質問いただきまして林野庁様からご説明いただきました。こちら10ページ11ページA)からF)までご教示いただきましてありがとうございます。手前ども現場の実際の管理といいますか進め方といたしましては、C)の飛び出ました木の枝の切り取り、これが現実なところかなというふうに考えておりますが、ただ、このようにA)からF)までご教示いただいたことは鑑みながらも、実際にいまC)を選択した場合でも実施が道路管理者となりますので、道路管理者と協議しながら検討していければというふうに考えております。以上でございます。

事務局 ありがとうございます。次に、千葉県の立石様、補足やコメント等ございましたらよろしくお願いたします。

立石副主査 千葉県農林水産部森林課の立石と申します。本日はこのような場を設けていただきましてありがとうございます。千葉県内におきまして、このような道路沿いの森林整備に関しましては、令和元年の台風の被災を受けたことにより、経営管理で森林整備をしていくというよりは、そういった危険なインフラ沿いの施設等の整備を進めていくというのが、県全体としての大きな流れになっております。そういったなかで、富里市さんにおかれましては、保安林の部分において、枝張りや電線に張り出している部分について、森林整備という名目で、インフラ沿いの道路や電線などの重要インフラがあるような場所の整備を行っている関係で、今回、保安林の施業要件内に適合する形で択伐で3割以内の主伐を行っております。今回のところについては、間伐等そういった施業方法の選択肢等々もあった中で、保安林施業に指定されているというところもありまして、最終的に富里市さんが管理したいところと、その他、森林法等々のハー

ドルと言いますか、そういった部分が合致したところで、こういった作業を行っております。通常の森林経営管理とはまた違うところではありますが、こういったケースもあるということで、ご検討いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは出席者の皆様からコメントやご質問等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか？植木委員長お願いいたします。

植木委員長 はい、どうもありがとうございます。ちょっと確認ですけども、ここでの整備の対象樹種は広葉樹であるということですのでよろしいですね。

関口主査 はい。広葉樹になります。

植木委員長 この中にある、多分スギの植栽木だと思いますけど、これが1955年植栽ですから、林齢的に70年ぐらいになっているわけですね。このスギの扱いはどのようにお考えになっているか、あるいは考えてはいないのかという点をちょっと教えてもらえますか。

関口主査 ごめんなさいちょっと勉強不足で、この林齢になったものとの観点ですと、まず単純に台風などが来たときに市民の方や道路などにご迷惑にならないようにというのも当然なんですけども、今回はどちらかというと、その道路に面している2、3本の樹木が、写真にもあったように、広葉樹になるやもしれないのですが、そこにスギがあれば、当然根っこから伐採するというふうに検討はしているんですけども、樹木の林齢がどのように関係してくるのかというのが、今ぱっとおもいつきません。

立石副主査 元々植えられていたものがスギと思われまして、そこから林縁の部分に広葉樹が張り出してきて、長年手入れをしてこなかったことで大径化したというふうに、我々県の方では現地の状況を判断しております。スギについてもかなり間隔が広いというところで、径の方もかなり太い状況になっておりますので、その部分に関しましては、ぱっと見た感じ、サンプスギ等は溝腐れ病などにも罹患しているような状況ではございませんでしたので、その部分については残しておいても、特段現状では支障がないのかなというところがあります。また、一部の木に関しましては、まだ森林整備を適切にやっていなかったことが幸いして、樹高の低い部分にもまだ枝張りがあったりしますので、そういった部分に関しましても、防風の機能としてはまだ残っているのではないかなというふうに思っているところではあります。富里市さんが行いたいその林縁の部分だけの伐採をしても、防風保安林としての機能としては問題ないというふうに判断しております。

片山委員 先生方にお聞きしたいのですが、このような個人所有の保安林で、もしこの木が風などで倒れて車の事故やもしくは人が歩いていて人身事故が起きたときに、その補償や責任は誰が負うのか、もし事例がありましたら教えていただければと思います。

品川委員 倒木事案に関しては、所有者と道路管理者双方に責任がありますので、補償に関してはもちろん持ち主であるから、責任がございます。ただ今回所有者不明ということですので現実的には責任を追及することができないと。道路管理者の方は、道路の安全な通行を保持する義務がありますので、その義務を怠ったということであらゆる責任を負うことになります。保安林であるかどうかということとは関係がないでしょう。保安林に指定した林務部局が占有者になるとはちょっと認識しておりません。やはり道路の通行の安全を確保する責任と義務を負う、道路管理者の責任でございます。

立石副主査 補足としまして、当該箇所に関しましては、県の施設等々は入っておりませんので、保安林としての被害に関しては、原則、所有者の方という形で、我々県では認識しております。

野村委員 どういう対応選択ということを幅広いお話をさせていただいてよろしいでしょうか。いろいろ選択肢は確かにありそうで、私は事前に所有者不明土地管理人の選任申立が簡易なのかなと思って、そういうふうに書かせていただいたところで、そこは本日の結論について自信があるわけではないのですが、若干これに関して申しあげたいと思います。私からの事前質問の趣旨がはっきりしなかった部分もあると思いますけれども、申立人が求めることとしては、「道路沿いの択伐を実施する」というところで、これは誰かが木の伐採をすることについて、管理人として了承する、ということにとどまらず、管理人自ら管理行為として択伐を実施して欲しい、ということになるのかなと、本日伺って思いました。もし所有者さんがいたとして、所有者自身が管理行為としてそういうことをやるのかどうかという話になりますけど、その際、多分、その費用は補助金など何らか予算から出るので個人負担はありませんが、あなたの土地の上の木なので、自ら伐採をしてくれたら、その分の費用は補填します、というやり方になるのか、それとも実際には全部やってあげますとなるのか、手配はどちらがすることになるのでしょうか。昨年の実施は誰が手配したのでしょうか。

関口主査 ありがとうございます。昨年度につきましては、手前どもの方で手配をしまして、全体の半分を行ったという形になります。今年度も同様に進めてはいますけども、今こちらの題材に上げさせていただきました不明者がいらっしゃるということでこの流れになってございます。

野村委員

そうだとすると、この土地に所有者不明土地管理人が選任された場合に、あなた選任されたけど富里市としてこれからの事業をやるのでそれを了解してください、という形になると思うんですよね。その管理人としてはイエスかノーかという話になって、自分が費用負担しないところでイエスということについて抵抗はないというか、そのイエスと言ったことが、もしこの所有者がここに帰ってきたときに、その方の財産を毀損したということになるのかというのと、その管理行為のうちというか、択伐でもありますし、先ほど出ていたように、道路に枝が張り出していて場合によっては責任が生じるようなものについて、公費でやってもらえるということであれば、断る理由がなさそうだと思います。そうだとすると、この件については、所有者不明土地管理人を選任して、市がやろうとしていることについてイエスという仕事ですね。同意書とか依頼書みたいなものを作ってください、という形で申し立てをして、やってもらう。管理人にそのことの是非を理解してもらおうということが、ステップとしてあると思うんですけれども、比較的容易なのではないか。その場合の予納金は、管理人がやる行為はほぼないと理解しましたし、その費用も管理人から支出するものではないとすると、多分20~30万は予納金が必要になるのかなと思いますけれども、実際にはそれに相当するほどの仕事はなくて、選任さえされればすぐに進む話だという印象を受けました。あとは千葉の裁判所に申し立てたとき、どのくらいのタイムスパンで受け付けてもらえて、管理人の選任まで至るのか、これは場合にもよると思います。資料の揃い具合とか裁判所の処理具合とかにもよるので、明確には申し上げにくいんですけれども、数ヶ月という単位ではできるのかなというふうには思います。最低限で言うと3ヶ月ぐらいでしょうけど、それはいろいろまくいっての話なので、もう少し長く見ておいた方がよいと思います。内容としては、この制度を利用することによって比較的容易に進みそうな印象は受けていて、この場合、越境した枝の切り取りにとどまらず、やれることとしては択伐まではいけると思いますので、少し長い目を見た対策にはなりうるのかなというふうに私は思いました。はい。以上です。

関口主査

ご教示ありがとうございます。A) からF) までご掲示いただいた中で、B) につきましても改めて一つ一つ手前どもでも、どのようなことができるかというのを精査しながら考えていきたいと思えます。

品川委員

品川でございます。他の制度による場合と所有者不明土地管理制度による場合とでは、やはり裁判所を経由することでかかる費用に違いが生じるということはあるかと思えます。12ページの検討委員会でご議論いただきたい事項として、一番の「所有者不明森林の対応策として、この方法で探索を十分に行ったと考えるが、ご意見はあるか」ということですが、裁判所を使う制度を選択した場合に限っては、これでは一つ足りなくて、所有者として登記簿上記載されてい

る住所に行って状況を確認し、その報告書を作るという仕事の一つ加わります。裁判所はそこを譲らないだろうと思います。これを業者に頼むという方法がありまして、業者に頼むと弁護士が行くよりも非常に軽やかに、また立派なものが出て返ってくるのですが、これは私が鹿児島島の物件を依頼してやってもらったところ、7万円で一週間以内に報告書が出てまいりまして、非常に使って良かったなというふうに思っております。ただ先ほど野村先生がおっしゃったように、予納金として20万から30万円でプラス業者に頼んでその費用がかかるということになると、やはりちょっと重いと。それに対して、緊急であればやはりC)で枝を切り取って、その後B)に行くというのが私はよろしいように思いました。これ、道路管理者ですから、庁内で他部局に依頼することになりますので、そういうことはどのぐらい時間がかかるのか等、私は存じ上げないです。ただ、これを見たところ、道路法の71条3項の逐条解説をお願いしていただいたんですけれども、3項の解説の、7行目から「略式の代執行の規定を設けたものである。本項に基づき略式の代執行を行うことができる場合として、措置命令を行う場合が追加されている。公告の方法については特に規定はないが、官公庁の庁舎の掲示板への掲示、官報、公報、新聞等への掲載を適宜活用して行うべきである。」というふうにありますので、これは一番負担が軽いのかなというふうに拝見いたしました。ただもちろん、他部局との協調というのがどのぐらいスムーズなかわからないで申し上げております。あと、F)ですね、保安施設地区に指定して、保安施設事業を実施すると、これは林務部局内でできるけれども、これはどのぐらい期間がかかるものなのか私は存じ上げませんが、ただこれは全部この法律の範囲内で済むので、よろしいのかなと思いました。森林経営管理法でもよろしいのですが、作る書類が多いですからね。公告期間が短くなってよかったのですが、この辺りを比較されて選択していただけたらなと思います。私からは以上です。

関口主査 はい。ご教示ありがとうございます。改めて確認いたしまして、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

河合委員 道路は市道ですね。市道に支障があるということでの伐採、枝払いだと思うのですが、本来はやはりその道路管理者である道路部局が考えていくのが普通なのだろうと思います。ただ、森林計画区域内ということで、林務部局の方も関わっているというか、道路部局の方から何とかならないかというようなお話があったのかなという感じがします。今、品川先生が言われたように、そちらの方が簡単なら、道路法もあるかと思ひますし、F)の保安林の方に関して、県の方が保安施設に指定できるよ、こういった事業ができるよということであれば、費用が一番かからない。県が負担されると思いますので、そういうようなことも考えてもいいのかなと思います。ただ緊急性があるかどうかというのは、現場を見ていないのでわかりませんが、多分県の方にお問い合わせすると、少

し時間はかかるような気がします。そのようなことも調整しながら、どちらがよいのかは費用面と、緊急性があればやはり早くできた方がよいと思いますので、その辺もお考えになった方が今後いいかなと思います。

関口主査

ありがとうございます。緊急性ですとか道路管理者、あとは地元の方、例えば枝を切ってその場そのときは大丈夫ですけども、やはり幹から切って欲しいというご要望があったりとか、多方面から鑑みながらできればと思います。あと県の方とも協議といいますか、調整しながら進めていきたいなと思っております。ご教示ありがとうございました。

立石副主査

私は県の保安林担当ではないので、あくまでも個人的な意見というふうに前置きをさせていただきたいと思うんですけども、まず県としまして、あくまでもやはり道路や電線に関しましては、本来道路部局もしくは防災部局がやるべきだということは一貫しているところであります。国もこの間7月に経産省の方からも電柱に関しましては、費用負担は一部検討する必要があるようなことが報告書で出てきてまして、やっとならそういう部分に上がってきたのかなというところがある中で、保安林の保安施設地区に指定するとなった場合に、保安林としての受益する部分というのはどこかという観点からいくと、道路ではなくて農地だ、ということになってしまうと非常に難しいのかなというところもあります。ここの部分に関しては我々も持ち帰って、情報共有をした上でできるのかどうかというところの判断にはなってくるとは思います。今回富里市さん以外にもこういった碁盤の目状になっているような防風保安林というのは結構北総台地の方が多いので、今後のことも考えると、慎重に検討しないといけないのかなというところが、県としての実情になっておりますので、ご参考にしていただければと思います。

野村委員

他の土地、所有者さんがいらっしゃる土地は択伐しますとあって、ここだけ違う、越境した枝を落とすだけで、それが周囲と調和しないとか、そういうこともありうるのかなと思いました。できる作業の範囲も異なる中で、何がいいか選んでいただくということだと思います。

村野委員

事前質問に関して、10番について林野庁さんから回答いただきましてありがとうございます。これに関して、林野庁さんにお聞きしたいのですが、公告期間を経て県で裁定することになるため質問をさせていただきました。回答では現状のAからC以外でこれから見直しを行いたいと考えていらっしゃるということですが、現状のAからCだと当該森林の状況に関する記述ですが、今回のように、その森林の周りの状況も関係するような条件で行いたいという森林が多いのかなと思います。見直しの方向性としては、やはり森林そのものの条件なのか、今回のようなケースも踏まえて周りの状況も考慮することを考えていら

っしゃるのかなというところをお聞きしたいです。

大村係長 はい。おっしゃる通りでございまして、見直しの方向として、一つは人工林がメインになっている基準ということで広葉樹の視点も入れたいというのがございます。もう一つは今回のようなインフラ施設に隣接している場合について、そこに越境していることを、経営管理が行われていないとして、基準に加えるように考えても良いのかなというふうに思っておりますが、他の条項とも関係して来ますので慎重に、ただ使いやすいようには変えていきたいと考えております。

事務局 ありがとうございます。そろそろ時間になってまいりましたので、ケーススタディについてはこの辺りで結びとさせていただきます。ありがとうございます。それでは次の議題に参ります。ここからは林野庁からの情報提供として、資料4を使いながらご説明いたします。説明は森林利用課の大村係長が行います。よろしくお願いいたします。

【4. 改正森林経営管理法施行に向けた検討事項について】

(検討段階の内容を含むため、省略)

大村係長 一度締めさせていただきます、本日は有意義なご議論ありがとうございました。次回については、現地検討会を考えておりまして、11月下旬頃に茨城県石岡市にて実施したいと考えております。内容は、いわゆるメガ共有地の所有関係を整理するため、認可地縁団体を設立し、個人共有から認可地縁団体へ所有権移転登記した事例になります。既に登記が完了した事例でございまして、現地の森林の視察ですとか、手続きに関与した森林組合等の関係者からの話を元に、所有者不明対策の議論を深められればと考えております。今後、日程調整や事前の意見伺いなどを順次進めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

事務局 ここで、林野庁森林利用課の城室長から一言申し上げます。

城室長 本日は忙しい中お集まりいただき、またやはりそれぞれのお立場、知見とかそういうことを生かして、非常に有意義なご意見をいただいたと思っております。なかなかぱっと結論が出るものではないものですが、今日の議論を踏まえまして、また千葉県の方、富里市の方とも意見交換させていただきたいと思っておりますし、改正法の運用に向けてガイドラインとか手引きだとかそういうと

ころを検討させていただきたいと思います。また本日時間の都合でまだまだ言い足りないところもおありかと思えますけれど、後からでもご意見ございましたらお寄せいただければと思います。また次回もご思えますけれど、引き続きこの経営管理法の運用、それから所有者不明森林の解決に向けて、ご協力をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局 ありがとうございます。植木委員長からも一言頂戴してもよろしいでしょうか。

植木委員長 どうも皆様、お疲れ様でした。毎回そうですが、なかなか法律に関しても難しく、判断しにくいことがいろいろあり、今日もいろいろ勉強させていただきました。例えばこういった制度ができて、法律ができたとなった場合に、現場では一番やはり苦勞するんだろうなと思えます。ややもすれば法律を盾に強引に物事を運ぶ可能性もあるのだろうなというところが、ちょっと恐ろしく思っています。100人のうち90人がOKでも10人が反対すればどうなのかという話があるのだろうと思えますけども、そんな中でも法律は法律として決まっていくと。ですから現場の人が一番迷うところなのでしょうけども、現場の方が一番慎重になるのだろうなと思えます。そういう点では、ある意味、現場の裁量に任せる部分も出るだろうとは思いますが、そのところは、こちらからある程度の具体的な提案ができて、こういうふうなケースがあつてこうの方がいいですよということが、現場の人にもわかるようにしていくことが一つ大事なだろうなというふうに思っています。最後まで反対の方がいた場合ということも、本当にどういう意味の反対なのかによって全然違うのだろうと思っています。私は昔、知床問題で、木にかじりついてまでも一步も木を切らせないという、そのところで強い印象がありまして、間伐は確かに品川先生が言うように価値を生む行為なんだといった場合でも、自然保護者からすれば木一本切るなみたいな話もあつたりするわけです。そういった対立がなかなか根本で解消されないということがあつて、しかしこうやってみんなで議論することによって、その方向性が見えてくるということを期待したいと思っています。また今後ともいろいろとよろしくお願いたします。

事務局 ありがとうございます。本日は各委員の皆様、大変貴重なコメントをいただきましてありがとうございます。ガイドラインの改訂等に向けて、本日の議論も踏まえ、今後、林野庁内部でも検討修正していくことになろうかと思えます。それでは皆様、本日はお疲れさまでございました。どうもありがとうございます。